

平成 30 年 11 月 7 日

関 係 各 位

財務部財務経理課長

学外の方々への謝金等の支払いに係る法定調書作成のための
マイナンバー（個人番号）ご提供依頼について

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の施行により、平成 29 年 1 月以降、本学から税務署に提出する法定調書（源泉徴収票または支払調書）に、支払先個人のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられました。

本学教職員等は、人事課にマイナンバーを提出することとなっておりますが、学外の方々につきましては、富士ゼロックス株式会社を代行委託業者として、マイナンバーの収集保管を行っています。

今般、本学から学外の方々に支払った謝金等に係る法定調書作成の際、教職員等と同様にマイナンバーの提供を依頼する必要があるため、学外の方々に別紙に該当する場合、今月下旬（11 月 16 日頃）と来月下旬（12 月 20 日頃）の 2 回に分け、富士ゼロックス株式会社から対象者の方々宛に、別添の「個人番号（マイナンバー）のご提供のお願い」に関する文書が郵送されますのでお知らせします。

各位におかれましては、マイナンバー収集の対象者となるであろうの方々へ、本件を周知していただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

財務部 財務経理課 総括経理係

担当：中山、望月

内線 5925

soukatsu-keiri@ml.tmd.ac.jp

別紙【マイナンバー収集対象者】

1. 支払対象期間

平成 30 年 1 月 1 日～11 月末までの支払分

※1：上記期間は実施日ではありません。先方に支払った時期です。

※2：平成 29 年中に実施していても、支払いが平成 30 年の場合は対象になります。

(例えば、H29.11 以降に実施されたものや、それ以前でも書類提出が遅かったもの等)

※3：既にマイナンバーを提供していただいている人は対象外となります。(重複しての収集依頼はありません。)

2. 本学謝金支給要項に掲げる謝金のうち、対象となる謝金

(1) 給与的謝金 (所得税法第 185 条関係)

<1 円でも支払ったら源泉徴収票作成・提出義務あり>

- ・単純労務謝金
- ・会議出席謝金
- ・入学試験協力謝金
- ・外国人留学生チューター謝金
- ・「その他の謝金」のうち給与的要素であるもの

(2) 報酬的謝金 (所得税法第 204 条関係)

<年間 (1～12 月) 累計で 50,001 円以上支払ったら支払調書作成・提出義務あり>

- ・講演謝金
- ・講義謝金
- ・指導助言実技実習等謝金
- ・通訳謝金
- ・翻訳謝金
- ・原稿執筆謝金
- ・原稿翻訳校閲謝金
- ・「その他の謝金」のうち報酬的要素であるもの

3. 対象とならない謝金 (税務署に報告義務なし、よってマイナンバー収集不要)

- ・研究被験者謝金 (クオカード等の謝品を含む)
- ・解剖体謝金
- ・病理解剖謝金
- ・納骨堂管理謝金
- ・施設見学謝金

マイナンバー(社会保障・税番号)ご提供に係るフロー図

- 個人番号カード・・・プラスチック製の顔写真付きICカード(表面に氏名・住所・顔写真、裏面に12桁マイナンバー)
- 通知カード・・・紙製のカード(表面に氏名・住所・12桁マイナンバー)

国立大学法人東京歯科歯科大学
財務部財務経理課

